

# 蒼生

そう せい

7 2023年  
月号

## 伝統芸能（人形浄瑠璃）の危機

名誉院長 飯島崇史

でも従来の研修制度には  
継続に問題があるという  
ことだろう。

人形浄瑠璃は3回見た。

最初は京都の外国人向け  
に日本の古典芸能を簡単  
に紹介する劇場で狂言、  
能、落語などとともにさ  
わりだけを見るもので、  
2回目は発祥の地、淡路  
人形浄瑠璃を。最後は大  
阪市の国立文楽劇場で最  
高の芸を鑑賞した。人形  
遣いの繊細なしぐさ、太  
棹の三味線による力強い  
響き、人間国宝の太夫に  
よる語り。すべてが素晴  
らしい超一流の芸術であっ  
た。



美術にしる、音楽にし  
ろ、はたまたスポーツや  
文学にしても、人に感動  
をもたらすものすべてにお  
いて、そのレベルに至るま  
でのたゆまぬ努力や、才  
能が必要であることは自  
明の理である。ある日突  
然に何の苦勞もなしにこ  
れらの能力が身に付き、  
花開き、人から尊敬され  
る。そんな虫の良い話は、  
夢物語としか言いようが  
ない。それにも拘らずそ  
んな夢のような話ばかり  
を追い求める若者が最近、  
とみに多くみられるよう  
になったのは、時代の趨勢  
というべきものなのだろう  
か。

先般、伝統芸能である  
人形浄瑠璃の演者を養成  
する為、毎年行っているこ  
とだが、国立文楽劇場（大

阪市）は、興味を持った  
若者は手を挙げてほしいと  
呼びかけた。23歳までの  
男性で2年間、人形遣い、  
三味線弾き、太夫の語り  
を研修するための研修生  
を公募するためだが、今  
期は応募がなかった。や  
むなく期限を延長して  
待ったが、応じてきたもの  
は適性にかけるため期限  
を撤廃して待つことにした  
というのだ。ユネスコの無  
形文化遺産形無しであ  
る。研修生育成のシステム  
が始まって50年。研修応  
募ゼロは初めてのことで、  
関係者はショックを隠せな  
いようだ。若者たちに古  
典芸能に関する興味があ  
うすれたか、昔の徒弟制度  
のような自由のない生活  
を送ることへの拒否反応が  
強くなったか。いずれにし

ても従来の研修制度には  
継続に問題があるという  
ことだろう。

人形浄瑠璃は3回見た。  
最初は京都の外国人向け  
に日本の古典芸能を簡単  
に紹介する劇場で狂言、  
能、落語などとともにさ  
わりだけを見るもので、  
2回目は発祥の地、淡路  
人形浄瑠璃を。最後は大  
阪市の国立文楽劇場で最  
高の芸を鑑賞した。人形  
遣いの繊細なしぐさ、太  
棹の三味線による力強い  
響き、人間国宝の太夫に  
よる語り。すべてが素晴  
らしい超一流の芸術であっ  
た。

1684年竹本義太夫が  
大阪に竹本座を建て、人  
形浄瑠璃の興行を始め  
た。作者として近松門左  
衛門の優れた才能によつて  
一時期歌舞伎をしのぐ人  
気を誇ったこともある。  
しかし、時の流れはいか  
ん

ともしが  
たく、若  
者の伝統  
芸術に対  
する興味  
が次第に  
薄れ、  
その若者  
たちの支  
持で市  
長に選ば  
れた橋下  
徹氏の  
意見で、  
採算性の  
取れない  
伝統芸  
能には70  
00万  
もの補助  
金が出さ  
ない方  
針だとし  
た。大阪  
の民意  
を二分す  
る論争が  
起こり、  
結果とし  
て文楽劇  
場は残っ  
たが、若  
者たちの  
間に苦勞  
して古典  
芸能を継  
承しよう  
という熱  
意はうせ  
ていった  
ものとお  
もわれ  
る。

最初に述べたように芸術  
は一朝一夕に花開くもの  
ではなく、それを美しい  
と感じる美意識と、芸を  
成し遂げようとするため  
まぬ努力が必要不可欠で  
あることを、改めて再認  
識すべきであると思慮す  
るものである。



伝統行事としての様々な「祭り」

名誉院長 飯島崇史

パーキンソン病を発病して9年になる。徐々に進行して次第に歩行がおぼつかなくなり、喋るのもやや不明瞭になってきた。自分の足で自由にどこでも歩いていい頃が懐かしい。記録に残っている画像を見てみると、多忙な中、色々な所へ伝統行事を求めて出かけて行ったことが思い起こされる。忘れぬうちにそれらを編集、整理しておこうと思いついた。

【玉せせり】1月3日東福岡へ行った時のこと。管崎宮の参道になにやら人だかりが。聞くと数時間後に「玉せせり」という神事が行われるという。宮司によってお祓いをすませた木製の球体を、裸体に締め込み姿の氏子たちが奪い合い、見物人たちは水をかけてはやし立て

る。それを神社に奉納して一年の豊作を祈るといっても。広島から来たというも。最前列の場所を空けてくれた。2時間待って写した写真がこれである。おかげで珍しい神事を特等席で見ることが出来た。写真のために待たされた家人と息子たちには不満があったであろうが。



【曲水の宴】毎年4月と11月、京都伏見の城南宮で開催される。「曲水の宴」とは、

水の流れのある庭園などで、流れのほとりに平安時代の衣装を身につけた7人の歌人が座り、流れ来る杯が前を通り過ぎるまでに和歌を詠み、盃の酒を干して次に流し、のちにその和歌を披露するといふもの。準備が整うまでの間、中央舞台では白拍子の舞が披露され、平安王朝の雅な世界が再現される。



【壬生の花田植え】6月第一日曜日、広島県北部の北広島町壬生で花田植えが催される。豪華な花鞍に造花でさらに飾り付けた農耕用

の牛たちが耕した田んぼに、着飾った早乙女たちが一列に並んで囃し方の音頭に合わせて、苗を植えてゆくもの。周囲の土手には、わたしを含め、写真に収めようと全国から集まったカメラマンがひしめき合っている。2011年11月27日ユネスコ世界無形文化遺産に登録された。



【阿波踊り】8月。盃盆が近づく、徳島県のいたるところで「連」と呼ばれるグループによる「阿波踊り」がみられるようになる。2拍子で、三味線、鉦

鼓、笛、太鼓のリズムに合わせて男踊りと女踊りを繰り広げる。男踊りは足袋で手にうちわを持ちひょうきんなしぐさで踊る。女踊りは編み笠をかぶり、手甲をつけ浴衣姿で下駄のつま先で歩を進めて踊る。



【山鹿灯籠祭り】熊本、豊前の祭り。木や金具は一切使わず、和紙と少量の糊だけで作られた金灯籠を頭に掲げた浴衣の女性たちが「よへほ節」に合わせてゆったりと踊る。12代景行天皇が深い霧に行く手を阻まれて巡行に難渋した際、松明を掲げ、無事に案内したこと

に由来する、大宮神社の祭礼で行われるが、この日は大宰府の祭りのパレードに少人数で参加していたものを見かけて撮影した。



【管絃祭】旧暦6月17日夕方から深夜にかけて宮島厳島神社で行われる神事。厳島神社の御祭神がお乗りになる御座船（管絃船）を造り対岸の御前神社までの海上を、かがり火、上張提灯でともし、大潮、満月の月明かりで瀬戸内海を渡る。平安時代貴族たちは、よく池や河川に船を浮かべ、管絃の遊びをしたが、平清盛は厳島神社を造営し、神様

をお慰めする神事を、瀬戸の海を舞台にダイナミックな平安絵巻に位置付ける催しにした。この日も夕方御祭神を載せて漕ぎ出したが、最近では若手の専門漁師が少なく、アルバイトに頼らざるを得ないため、流れの速い潮に流されて大幅に時間が遅れ、最終新幹線の発車時間までに厳島神社側の会場に戻ってこられなかった。やむなく神事のフィナーレ（奉納の踊り）などを見ることなく会場を後にしたのは返す返すも残念であった。



【あばれ祭り】7月最初の

金、土曜、能登宇出津の八坂神社の祭礼。キリコが40基以上林立。柱松明に火がつけられ、炎と火の粉の周りを乱舞する。神輿はキリコとともに火をつけられ海や川に放り込まれる、という勇壮な祭り。



【高野の火祭り】3月第一

日曜日。高野山金剛峯寺前駐車場に火祭りが行われる。高野山に春を運ぶ紫煙大護摩供。修験者が邪気を払い結界に向けて矢を放つ。ヒノキの枝を積み上げ火を放ち、次々に護摩を投げ入

れる。



【ばら祭り】ゴールデン

ウィークに広島の花フェスティバルが終わった後福山ばら祭りが開催される。市内はバラで埋め尽くされ、ローズパレードが行われる。中央公園からバラ公園に向けてよさこいのリズムに乗って手に鳴子を持った踊り手たちがそろいの衣装で踊りを披露する。写真を撮っているのと、見覚えのある顔が。当院の看護師さんではないか。職場では物静かな人だが、大音響のもと、手にした鳴

子を打ち鳴らして踊る姿を見るとまるで別人のよう。こんな一面もあったのかと、認識を新たにした。



このほかにも国の内外を問わず、多くの記録が残っている。そのすべてを紹介できないのが残念だが、最近はこの付き合いが煩わしいと、若者を中心に、行事に参加するのを嫌がる風潮が目につく。煩わしさより、参加して得られる充実感、感動のほうをはるかに素晴らしと思うのは私の個人的意見に過ぎないのだろうか。

「日本の裁判は三審制である」というのは社会科の授業で誰もが習うところです。しかし現実には大半の事件で3回もの審理を受けることはできません。三審制のほずなのはどういうことでしょうか。

裁判は基本的に「第一審」「控訴審」「上告審」の三段階があり、役割に応じて「事実審（事実認定と法律問題を判断）」と「法律審（法律問題だけを判断）」に分類されます。民事事件の場合は「第一審」と「控訴審」が事実審で「上告審」が法律審です。

例えば「法定相続分は2分の1だから遺産の半分を寄越せ」「いや兄貴は多額の生前贈与を受けたろ、だから相続分は0だ」という相続事案の場合、争点は「生前贈与の有無と価額」です。これは事実認定の問題なので事実審で判断すべきものです。

～プロムナード～

三審制の本当の意味

士道法律事務所 弁護士 飯島 亮士

一方、「非嫡出子の法定相続分を嫡出子の2分の1とする民法の規定は憲法違反か否か」ということが争点となっている場合。これは法律問題なので事実審でも法律審でも取り扱いが可能となります。

第一審で敗訴した側が「この証拠からAという事実を認定した第一審判決はおかしい！」と控訴審に判断を仰ぐことは可能です。しかし、控訴審の判断に納得がいかなかった場合、控訴のときと同じように事実認定の誤りを理由に上告することはできません。上告審は法律問題のみ扱う審級だからです。

上告を受け付けてももらえないケースはかなり限定されています。「憲法の解釈を誤った」「裁判官でない人間が判決を下した」といった普通はおよそあり得ない事情が必要となります。

す。どうしても上告してほしいという依頼があれば弁護士は上告理由を考えますが、大體は無理筋のこじつけになつてしまうので受付段階で撥ねられてしまい上告審は開始しません。つまり、よほど特殊な事情でもない限り普通は控訴審までの二審制となるのが現実です。

更に言うと控訴審では裁判を一からやり直してくれるわけではありません。ほとんどこの事件は最初の期日で即座に結審となり、和解か、第一審の記録を元に判断するかの二択となります。そして棄却率は約75%なのでそれを考えると実質一審制です。

三審制だから3回チャンスがあるわけではなく、したがって最初から全力でかかるべきであり、もし敗色濃厚となった場合は和解に切り替えていかにダメージを軽減するかの判断が重要となります。

TV放送のお知らせ

名誉院長 飯島 崇史

「神様の木に会う」日本の巨樹の旅」日本画家西田俊英氏2023年7月8日（土）18時からNHKBSプレミアムで放送予定  
私が平成26年12月くちなし会で講演にお招きした西田先生から上記のご連絡があり、皆様にお知らせする次第である。くちなし会講演は「日本画家の製作現場から」の題で当時広島市立大学日本画科で教授をしていただいた先生にお願いいたし、大好評を博し幹事として面目をたもった。その後武蔵野美術大学教授に転出。院展では評議員理事になられ日本画家のトップランナーとして活躍される一方、私との交流はその後も続いており、広島で院展開催時には毎回招待状を送つてくださっていた。昨年屋久島の自然に感銘を受けられ、70mに及ぶ大作作成を企画。屋久島にアトリエを構え移住したとの連絡があった。この制作に

関するテレビ取材の放映のこと。私も以前医師会理事の時に理事会旅行で屋久島を訪れたことがあり宿舎の目前にそびえるモツチヨム岳や、苔むす屋久杉の森のすばらしさなど、ユネスコの世界自然遺産に指定されるにふさわしい自然の宝庫であったことを思い出す。作品の完成までには時間がかかり、東京まで出向くのは難しいが、今回のテレビ放映はぜひ見たいと思う。皆様にもお勧めする次第である。

蒼生 (2023年7月号)

発行 福山市曙町3丁目19番18号  
医療法人蒼生会楠本病院  
TEL (084) 954-3030  
FAX (084) 954-9085  
発行人 名誉院長 飯島 崇史  
発行日 2023年7月1日